

飯坂クリーンサイト第2期事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合は、積極的にその技術を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- 3 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。